

事務連絡
令和3年5月18日

各都道府県・指定都市教育委員会学校給食・食育主管課
各都道府県私立学校主管課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課 御中
各国公私立大学法人事務局
独立行政法人国立高等専門学校機構事務局
各公私立高等専門学校事務局
各関係公益法人・一般法人事務局

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

令和3年度「食育月間」における食育の推進について（依頼）

この度、農林水産省において、別添のとおり令和3年度「食育月間」実施要綱が作成され、文部科学省初等中等教育局長宛てに通知されたところです。

現在、各地域における新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、様々な対応を頂いているところ、本実施要項に基づき、令和3年度「食育月間」における食育の取組を学校及び地域の実情に応じて推進くださるようお願いいたします。

また、各都道府県教育委員会におかれては、域内の市区町村教育委員会及び所管の学校に対して、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に対して、各都道府県におかれては、所轄の学校及び認定こども園に対して、各指定都市、各中核市におかれては、所轄の認定こども園に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体におかれては、所轄の学校に対して、各国公私立大学法人、独立行政法人国立高等専門学校機構におかれては、管下の学校に対して周知くださるよう併せてお願いいたします。

(本件担当)

文部科学省初等中等教育局
健康教育・食育課食育推進係
TEL : 03-5253-4111 (内線 2095)
FAX : 03-6734-3794

3 消安第 994 号
令和 3 年 5 月 12 日

文部科学省初等中等教育局長 殿

農林水産省消費・安全局長

令和 3 年度「食育月間」実施要綱の制定について（通知）

令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間を期間とする第 4 次食育推進基本計画においては、毎年 6 月を「食育月間」として定め、この期間中、国、地方公共団体、関係機関・団体等が協力し、食育推進運動を重点的かつ効果的に実施することにより、食育について国民への理解促進を図ることとされているとともに、農林水産大臣は、食育月間の実施に当たって、重点的に実施していくテーマ等を示す実施要綱を定めることとされております。

この度、「令和 3 年度「食育月間」実施要綱」を別添のとおり定めましたので、御了知願います。

貴省におかれましては、同要綱に基づき、「食育月間」における食育の取組を推進していただきますようお願いいたします。また、貴省関係機関・団体等に対して、本件について御周知いただくよう、併せてお願いいたします。

(別添)

令和3年度「食育月間」実施要綱

令和3年5月12日
農林水産大臣決定

1 趣旨

国民が健康で心豊かな生活を送るためには、健全な食生活を日々実践し、おいしく楽しく食べることができることやそれを支える社会や環境を持続可能なものにしていくことが重要である。

食育により、国民の健全な食生活の実現や、その実現を支える地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産・消費の推進及び食料自給率の向上を図り、それらを通じて、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成を目指すとともに、社会全体で連携・協働して持続可能な食料システムを構築することが期待されている。

食育を推進するための活動については、食育基本法（平成17年法律第63号）及び第4次食育推進基本計画（令和3年3月食育推進会議決定。以下「基本計画」という。）等を踏まえ、多様な主体の参加と協力を得て、国民運動として全国において展開していくことが重要である。

基本計画により、毎年6月が「食育月間」として定められており、同期間中に、各種広報媒体や行事等を通じた広報啓発活動を重点的に実施することにより、食育に対する理解を深め、食育推進活動への積極的な参加を促し、その一層の充実と定着を図るものとされている。

本実施要綱は、食育基本法及び基本計画を踏まえ、食育月間の実施に当たっての重点事項及び実施方法等を定めるものである。

2 期間

令和3年6月1日（火）～6月30日（水）の1か月間

3 実施体制

農林水産省をはじめ、内閣府、消費者庁、文部科学省、厚生労働省等の食育を推進する関係府省庁が協力しつつ実施する。また、地方公共団体及び関係機関・団体に対しても参加を呼び掛け、全国的な食育推進運動の展開を図る。

4 重点事項

基本計画を踏まえ、①生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進、②持続可能な食を支える食育の推進、③「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進に重点をおいて、SDGs の考え方を踏まえ、相互に連携する視点を持って総合的に普及啓発を図る。

(1) 生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進

社会における高齢化の進行の中で、健康寿命の延伸が国民的課題であり、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、ライフステージやライフスタイル、多様な暮らしに対応し、切れ目のない、生涯を通じた食育を推進することが重要である。

生活習慣病の予防や健康寿命の延伸を実現し、全ての国民が健全で充実した食生活を実現することを目指し、家庭、学校・保育所、職場、地域等の各場面において、地域や関係団体の連携・協働を図りつつ生涯を通じた食育を推進する。

また、子供のうちに健全な食生活を確立することは、生涯にわたり健全な心身を培い、豊かな人間性を育んでいく基礎になることに留意する。

(2) 持続可能な食を支える食育の推進

国民が健全な食生活を送るためには、その基盤として持続可能な環境が不可欠であり、食育関係者を含む国民が一体となって、食を支える環境の持続に資する食育を推進する。

① 食と環境の調和：環境の環（わ）

環境と調和のとれた食料生産とその消費に配慮した食育を推進する。

② 農林水産業や農山漁村を支える多様な主体とのつながりの深化：人の輪（わ）

農林漁業体験の推進、生産者等や消費者との交流促進、地産地消の推進等、食の循環を担う多様な主体のつながりを広げ深める食育を推進する。

③ 日本の伝統的な和食文化の保護・継承：和食文化の和（わ）

食育活動を通じて、郷土料理、伝統料理、食事の作法等、伝統的な地域の多様な和食文化を次世代へ継承するための食育を推進する。

(3) 新たな日常やデジタル化に対応した食育の推進

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、身体的距離の確保や3密（密接、密閉、密集）の回避が求められる中、デジタル技術の活用が喫緊の課題となるとともに、「新たな日常」は食を見つめなおす契機ともなっている。上記（1）及び（2）に示した重点項目に横断的に取り組むため、「新しい生活様

式」に対応し、「新たな日常」においても食育を着実に実施するとともに、より多くの国民による主体的な運動となるよう、ICT等のデジタル技術を有効活用して効果的な情報発信を行うなど、新しい広がりを創出するデジタル化に対応した食育を推進する。

5. 実施方法

食育月間においては、主に以下の事項の集中的な実施を通じて、基本計画第3「食育の総合的な促進に関する事項」に基づく取組を推進する。

なお、新型コロナウイルス感染症対策の発生状況を踏まえ、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）の規定に基づく各種措置、内閣官房や厚生労働省からの通知等に基づき、感染防止対策を講じるとともに、必要に応じて、当該行事等の中止、実施時期の延期等及びデジタル技術の活用を含めて適切な実施方法を検討するものとする。

(1) 食育推進全国大会の開催

第16回食育推進全国大会を、令和3年6月26日（土）及び6月27日（日）、農林水産省、岩手県及び第16回食育推進全国大会岩手県実行委員会の共催により、岩手県滝沢市及び盛岡市において開催し、食育について国民への直接的な理解促進を図る。

また、ボランティア等の民間等の食育関係者が自発的に行う優れた活動を奨励するため食育活動表彰を実施し、大会において表彰式を行う。

(2) 各地域等における食育の取組

関係府省庁、地方公共団体、関係機関・団体等様々な主体において、シンポジウム、講習会、展示会、調理や生産等の体験活動等の食育をテーマとした行事等を全国各地で開催する。

「新たな日常」やデジタル化に対応した食育など、最新の食育活動の方法や知見を食育関係者間で情報共有するとともに「全国食育推進ネットワーク」による食育の推進に向けたセミナーを実施する。

(3) 各種広報媒体等の活用

関係府省庁、地方公共団体、関係機関・団体等様々な主体において、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、ホームページ、SNS（ソーシャルネットワークサービス）等各種媒体を活用するとともに、世代区分等に応じた具体的な取組を提示した「食育ガイド」等を活用した食育の普及啓発を実施する。

(4) 日常的な活動の場の活用

関係府省庁、地方公共団体、関係機関・団体等様々な主体において、それぞれの日常的な活動（特に、教育・保育、医療・保健、農林漁業、食品関連事業等に関する活動）の場所や機会を積極的に活用した食育の普及啓発を実施する。

6. 食育月間実施上の留意事項

- (1) 毎年6月の「食育月間」及び毎月19日の「食育の日」に関する認知度を高めるため、情報発信をこれまで以上に充実させるよう努める。
- (2) より効果的な食育推進運動を実施する観点から、広報媒体への相乗りや行事の共催等、関係府省庁、地方公共団体、関係機関・団体等様々な主体相互が積極的な連携を図り、相乗効果の確保に努める。
- (3) 食育の推進が成果を挙げるためには、国民が自ら取り組むことが重要であることから、国民が共感し自発的に食育を実践する意識と意欲が醸成されるよう配慮する。
- (4) 食育推進運動を継続的に展開するため、仕事と生活の調和の推進や家族や地域の大切さ等の観点にも配慮しつつ、「食育の日」の普及啓発を行うとともに、家族そろって楽しく食卓を囲むことを呼び掛ける。
- (5) 地域において関係者が食育に関する課題や取組の方向性を共有し、連携・協働して取組を推進していくため、都道府県及び市町村がそれぞれ作成する食育推進計画について、地域の教育関係者、農林漁業者、食品関連事業者、ボランティア等食育に関わる様々な関係者に対し、各種会合における説明、広報誌・機関誌への掲載等を通じて共有を図るとともに、地域住民への周知に努める。